

# 保険・年金 フォーカス

## EUソルベンシーⅡにおけるLTG措置 等の適用状況とその影響(1) —EIOPAの2017報告書の概要報告—

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777

中村 亮一

E-mail: [nryoichi@nli-research.co.jp](mailto:nryoichi@nli-research.co.jp)

### 1—はじめに

EIOPA(欧州保険年金監督局)は、2017年12月21日に、「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書2017 (Report on long-term guarantees measures and measures on equity risk 2017)」<sup>1</sup> (以下、「今回の報告書」という)を公表した。この報告書は、2016年12月26日に公表された「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書2016 (Report on long-term guarantees measures and measures on equity risk 2016)」(以下、「前回の報告書」という)に続く、2回目の報告書である。これらの報告書を通じて、EU(欧州連合)のソルベンシーⅡにおける長期保証(Long-Term Guarantees: LTG)措置及び株式リスク措置についての保険会社の適用状況やその財務状況等に及ぼす影響が明らかにされている。

前回の報告書については、同時に公表された「2016 EIOPA 保険ストレステスト報告書(2016 EIOPA Insurance Stress Test Report)」の内容と合わせて、2017年1月に4回のレポート(以下、「前回の報告書のレポート」という)で報告した。今回は、そのレポートの更新という意味合いで、EIOPAの今回の報告書に基づいて、ソルベンシーⅡにおける欧州保険会社のLTG措置や株式リスク措置の実態について、その概要を報告する。

### 2—今回の「LTG措置及び株式リスク措置に関する報告書」について

#### 1 | 今回の報告書の位置付け

ソルベンシーⅡ指令では、LTG措置と株式リスク措置のレビューを2021年1月1日までにを行うことを要求している。このレビューの一環として、EIOPAは、LTG措置と株式リスク措置の適用の影響について、毎年、欧州議会、理事会、欧州委員会へ報告することが求められている。

<sup>1</sup> News <https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-publishes-its-annual-analysis-on-the-use-of-long-term-guarantees-measures-and-measures-on-equity-risk-20-12-2017.aspx>  
報告書 <https://eiopa.europa.eu/Publications/Reports/2017-12-20%20LTG%20Report%202017.pdf>

今回の報告書は、先に述べたように、2016年にソルベンシーⅡが導入されて以降のLTG措置と株式リスク措置に関する2回目の年次報告書に相当する。

なお、レビュー自体は、以下の3つの要素で構成されている。

- ①EIOPAは、LTG措置と株式リスク措置の適用の影響について、欧州議会、理事会、欧州委員会に毎年報告する。
- ②EIOPAは、LTG措置及び株式リスク措置の適用の評価に関する意見を、欧州委員会に提供する。
- ③EIOPAから提出された意見に基づいて、欧州委員会はLTG措置と株式リスク措置の影響に関する報告書を欧州議会と理事会に提出する。この報告書は、必要に応じて立法提案を伴って行われる。

## 2 | 今回の報告書の構成

今回の報告書は、4つの主要なセクションで構成されている。

最初のセクションでは、LTG措置と株式リスク措置の見直しの法的背景及びこの報告書に使用されたデータに関する紹介情報を提供し、欧州保険市場の簡単な概要で締めくくっている。

第2のセクションでは、LTG措置と株式リスク措置が会社の財務状況に与える全体的な影響と、保険契約者保護への影響、投資への影響、消費者保護及び商品の利用可能性への影響、EU保険市場における競争と公平な市場への影響及び金融安定への影響、をとらえている。

第3のセクションでは、各措置の影響をより詳細に説明している。

第4のセクションは、テーマ別の情報を掲載しているが、今年はLTG措置及び株式リスク措置に関する公衆開示について報告している。

EIOPAは、提出された年次報告書に基づき、2020年にLTG措置と株式リスク措置の適用の評価に関する意見を欧州委員会に提出する予定である。

今回のレポートでは、第2のセクションの「(LTG措置と株式リスク措置の)会社の財務状況への全体的な影響」を中心に報告する。

## 3 | 今回の報告書の基礎データ

この報告書に使用されたデータは、2016年12月31日の参照日にNSAs(National Supervisory Authorities: 国家監督当局)に保険及び再保険会社によって提出された定量的報告テンプレート(QRT)から取られている。さらに、EIOPAはEEA(欧州経済地域)からのソルベンシーⅡに従う保険及び再保険会社に対して、以下の情報を提供する特定依頼を開始した。:

- ・企業の財務状況に関する株式リスクチャージに対する対称調整メカニズムの影響
- ・会社の財務状況に対するリスクフリー金利の補外の影響
- ・債券不履行及びマッチング調整ポートフォリオ債券の格下げによる損失

EIOPAはまた、LTG措置と株式リスク措置の影響とその措置の公衆開示に関するNSAsの経験を確認するためのアンケートも実施している。

### 3—LTG 措置及び株式リスク措置の概要

まずは、LTG 措置及び株式リスク措置について、その概要を説明する。これについては、前回の報告書のレポートで説明しているが、ここで再掲しておく。

ソルベンシー II においては、景気循環効果を制限して、ソルベンシー II の新しい規制枠組みへの円滑な移行を促進し、特に困難なマクロ経済環境に適応するために必要な時間を会社に提供することを目的として、①リスクフリー金利の補外、②マッチング調整、③ボラティリティ調整、④リスクフリー金利の移行措置、⑤技術的準備金に関する移行措置、⑥ソルベンシー資本要件に違反した場合の回復期間の延長、といった「LTG 措置」<sup>2</sup>や、⑦株式リスクチャージの対称調整メカニズム、⑧デュレーションベースの株式リスクサブモジュール、といった「株式リスク措置」が導入されている。

#### ①リスクフリー金利の補外（Extrapolation of the risk-free interest rates : UFR の使用）

技術的準備金を算出する際に使用するリスクフリー金利について、市場データ等が得られない超長期の値については、補外が必要となる。この補外の手法として、UFR（Ultimate Forward Rate：終局フォワードレート）を使用する。具体的には、（スポットレートではなく）フォワードレートが終局的に（外部から定められた）一定の水準に向けて収束するとの前提にたって、超長期の金利水準を決定する手法であり、この時に設定される終局のフォワードレート水準が UFR となる。

#### ②マッチング調整（Matching Adjustment : MA、以下では、この短縮表現を使用、以下同様）

保険及び再保険会社が、満期まで同様のキャッシュフロー特性を持つ債券又はその他の資産を保有している場合には、これらの資産のスプレッドが変化するリスクに晒されていない。資産スプレッドの変動が会社の自己資本に影響を与えるのを避けるために、資産スプレッドの変動に応じて、リスクフリーの金利期間構造を調整することが認められている。（再）保険会社は、（損害保険からの年金を含む）生命保険及び再保険債務を評価する際に、関連するリスクフリー金利期間構造に適合する調整を適用することができる。

#### ③ボラティリティ調整（Volatility Adjustment : VA）

景気循環的な投資行動を防止する観点から、保険会社は、債券スプレッドのボラティリティの影響を緩和するために、リスクフリーの金利期間構造を調整することができる。ボラティリティ調整は、資産の参照ポートフォリオから得られる可能性のある金利と調整のないリスクフリー金利との間のリスク修正スプレッドの 65%に基づいている。

#### ④リスクフリー金利の移行措置（Transitional on the Risk-Free Rate : TRFR）

ソルベンシー II の開始後 16 年間は、（再）保険会社は、リスクフリー金利の移行措置を適用できる。移行措置の下で、会社は保険及び再保険債務の評価のためのリスクフリー金利への過渡的調整を適用する。過渡的調整は、ソルベンシー I の割引率とリスクフリー金利との差異に基づいている。ソルベンシー II の開始時に、過渡的調整はその差の 100%となる。16 年間の移行期間にわたって、過渡的調整はゼロに直線的に縮小される。移行措置は、ソルベンシー II の開始前に締結された契約に起因する

<sup>2</sup> ここでの LTG 措置には、狭義の LTG 措置と移行措置が含まれている。

保険及び再保険債務のみに適用される。

#### ⑤技術的準備金に関する移行措置 (Transitional on the Technical Provision : TTP)

ソルベンシー II の開始後 16 年間は、(再) 保険会社は、技術的準備金に関する移行措置を適用することができる。この移行措置の下では、保険及び再保険の技術的準備金に対する移行控除が適用される。移行控除は、ソルベンシー I の技術的準備金とソルベンシー II の技術的準備金との差異に基づいている。ソルベンシー II の開始時において、過渡的調整はその差額の 100% であり、技術的準備金はソルベンシー I の技術的準備金と等しい。16 年間の移行期間中、移行控除はゼロに減少する。移行措置は、ソルベンシー II の開始前に締結された契約に起因する保険及び再保険義務のみに適用される。

#### ⑥ソルベンシー資本要件に準拠しない場合の回復期間の延長 (Extension of the Recovery Period : ERP)

ソルベンシー II の下で、(再) 保険会社は SCR (Solvency Capital Requirement : ソルベンシー資本要件) をカバーする適格自己資本 (Eligible Own Fund) を保有することが要求される。会社が SCR をカバーしていない場合、NSA は、会社に対して、SCR に準拠していないことを確認してから 6 ヶ月以内に、SCR をカバーする適格自己資本の水準を再設定又は SCR への遵守を確実にすべくリスクプロファイルを縮小するために必要な措置を講ずる、ように要求しなければならない。NSA は、必要に応じて、その期間を 3 か月延長することができる。さらに、ソルベンシー II 指令第 138 条(4)は、監督当局が特定の状況下で、SCR 要件の遵守の再設定のための回復期間を、当該指令の第 138 条 (2) に定められているように、最大限 7 年間までさらに延長することができる、と規定している。

この権限は、市場又は影響を受ける事業部門の重要なシェアを占める保険及び再保険事業に影響を及ぼす、次に掲げる以上の「例外的な不利な状況」が発生した場合に適用される。

- ・予期せぬ鋭く急激な金融市場の落ち込み
- ・持続する低金利環境
- ・大きな影響を与えるカタストロフィックなイベント

この ERP は、NSA の要請を受けて、EIOPA が例外的な不利な状況の存在を宣言した後にのみ付与することができる。ソルベンシー II 委任規則第 288 条には、EIOPA が例外的な不利な状況の存在を評価する際に考慮すべきいくつかの要因と基準が記載されている。なお、EIOPA は、例外的な不利な状況が存在するかどうかを判断する前に、ESRB (European Systemic Risk Board : 欧州システムックリスク理事会) に相談することができる。

#### ⑦株式リスクチャージの対称調整メカニズム (Symmetric Adjustment Mechanism to the Equity Risk Charge / Equity Dampener : ED 又は SA)

金融システムの過度の潜在的な景気循環効果を緩和し、保険及び再保険会社が、金融市場における維持されない不利な動きの結果として、追加的な資本を増やしたり、投資を売却したりすることを不当に強要される状況を回避するために、SCR の標準式の市場リスク・モジュールには、株価水準の変化に関する対称調整メカニズムが含まれている。株式市場が上昇した場合、対称調整はプラス (資本要件がより高い) となり、株式市場が下落した場合、マイナス (資本要件がより低い) となる。

## ⑧デュレーションベースの株式リスクサブモジュール (Duration-Based Equity Risk Sub-Module : DBER)

SCR の標準式には、株式市場価格の水準の変動に起因するリスクを捉える株式リスクサブモジュールが含まれる。株式リスクサブモジュールは、株式の種類に応じて、株式市場価格が 39%又は 49%下落することを想定したリスクシナリオに基づいている。その株式リスクサブモジュールではなく、株式市場価格の下落を 22%と想定するリスクシナリオに基づいて、一定の株式投資に関してデュレーションベースの株式リスクサブモジュールを使用することができる。デュレーションベースの株式リスクサブモジュールは、一定の職業上の退職所得支給や退職給付を提供し、特に、会社の負債の平均デュレーションが平均 12 年を超え、会社が少なくとも 12 年間は株式投資を保有することができる、というさらなる要件を満たす生命保険会社によってのみ適用することができる。

## 4—LTG 措置及び株式リスク措置の適用要件

上記で述べた LTG 措置及び株式リスク措置の適用要件等は、措置毎に異なっている。これについても前回の報告書のレポートで説明しているが、ここで再掲しておく。

### 1 | 基本的な適用要件

「①リスクフリー金利の補外」については、全ての会社に強制的に適用される。

「⑦株式リスクチャージの対称調整メカニズム (ED)」は、SCR の株式リスクサブモジュールを算出するのに標準式を使用（部分内部モデルが株式リスクサブモジュールをカバーしていない場合を含む）している会社は強制的となる。

これに対して、②～⑤、⑧の MA、VA、TRFR、TTP、DBER は、ソルベンシー II 指令や規則に規定された条件を満たしていることを条件に、会社のオプションとなる。

⑥の ERP については、EIOPA によって例外的な不利な状況下にあると宣言された後に、SCR 要件に違反する会社のみが適用できる。

従って、今回の EIOPA の報告書における分析は、会社のオプションとして適用される MA、VA、TRFR、TTP、DBER が中心となっている。

### 2 | 複数の措置の同時適用時の要件

複数の措置を同時に適用することもできるが、以下のような一定の組み合わせは排除される。

- TTP を適用する会社は TRFR を適用できない (TTP と TRFR はいずれか一方のみ)。
  - TRFR を適用する会社は、同じ (再) 保険債務に対して MA は適用できない。
  - MA を適用する会社は、同じ (再) 保険債務ポートフォリオに対して VA は適用できない。
- なお、例えば、異なる保険債務に対して、VA と MA を適用することは排除されない。

## 5—全体的な状況(各種措置の適用会社数等)

ここでは、各種措置の適用会社数<sup>3</sup>等の全体的な状況について、報告する。

以下の図表及び図表の数値は、特に断りが無い限り、EIOPA の「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書 2017」からの抜粋によるものであり、必要に応じて、筆者による分析数値を加えたり、表の項目の順番を変更する等の修正を行っている。

### 1 | ソルベンシー II の適用状況

欧州保険会社のソルベンシー II の適用状況について、その会社の種類別及び SCR 計算の方法別(標準式、部分内部モデル又は完全内部モデル)の状況は、以下の図表の通りとなっている。

EEA の保険市場では、2,945 の保険及び再保険会社がソルベンシー II に従って監督されている。この数値は、会社の再編等の影響もあり、2016 年 1 月 1 日のデータと比較して 105 社減少している。従って、以下の文中の前の報告書との実数の比較においては、この点に留意しておく必要がある。

また、ソルベンシー II に基づいて 322 のグループが監督されている。全ての保険及び再保険会社の 45% を占める 1,326 のソロ保険及び再保険会社がこれらのグループの一部となっている。

図表 ソルベンシー II の会社の種類別及び SCR 計算の方法別の適用状況

	標準式	部分内部モデル	完全内部モデル	合計
生命保険会社	550	29	22	601
損害保険会社	1,540	38	36	1,614
生損保兼営会社	367	24	8	399
再保険会社	312	7	12	331
合計	2,769	98	78	2,945

	標準式	部分内部モデル	完全内部モデル	合計
グループ数	287	25	10	322
グループの一部としての(再)保険会社数	1,169	85	72	1,326

内部モデル適用会社(部分内部モデル適用会社を含む)は、176 社でソルベンシー II の対象会社全体の 6.0%となっている。前の報告書では、対象会社の 5.5%の 169 社であったので、比率及び実数とも増加している。また、内部モデル適用会社の割合は、生命保険会社では 8.5%、生損保兼営(グループ)会社でも 8.0%と、生命保険事業を展開している会社において相対的に高くなっている。

次の表は、ソルベンシー II の対象となる全ての保険及び再保険会社の技術的準備金及び総計上収入保険料(Gross Written Premium)の額の概要を示している。技術的準備金では 9 割以上が生命保険事業となっている。

(単位:十億ユーロ)

	生命保険	損害保険	合計
技術的準備金	8,025	744	8,769
総計上収入保険料	842	453	1,295

<sup>3</sup> 以下の図表等において、会社数と述べる時、1つの会社が異なる事業で各措置を適用している場合等もあり、必ずしも「会社数」を表しているとは限らないが、報告書の概要の結果が示すものに影響を与えないと考えられるため、「会社数」という表現を使用している(次回以降のレポートでも同様)。

## 2 | LTG 措置及び株式リスク措置の適用状況(全体)

ソルベンシー II 対象の 2,945 社のうち、26.6%にあたる 783 社が、MA、VA、TRFR、TTP、DBER のいずれかの措置を適用している。これらの会社は 23 カ国にわたっており、8 カ国（エストニア、クロアチア、アイスランド、リトアニア、ラトビア、マルタ、ポーランド、スロベニア）からの会社は、いずれの措置も適用していない。なお、いずれかの措置を適用している会社の割合については、生命保険会社で 52.1%、生損保兼営会社で 51.4%と高くなっている。

また、これを技術的準備金の比率で見ると、全体の 8,769 十億ユーロのうち、6,505 十億ユーロ、74.2%（生命保険だけでみれば 77.7%）の会社がいずれかの措置を適用している。

MA、VA、TRFR、TTP、DBERの適用状況(会社数)

	いかなる措置も適用せず	何らかの措置を適用	合計
生命保険会社	288 47.9%	313 52.1%	601 100.0%
損害保険会社	1,368 84.8%	246 15.2%	1,614 100.0%
生損保兼営会社	194 48.6%	205 51.4%	399 100.0%
再保険会社	312 94.3%	19 5.7%	331 100.0%
合計	2,162 73.4%	783 26.6%	2,945 100.0%

MA、VA、TRFR、TTP、DBERの適用状況(技術的準備金)

	いかなる措置も適用せず	何らかの措置を適用	合計
生命保険事業	1,792 22.3%	6,233 77.7%	8,025 100.0%
損害保険事業	472 63.4%	272 36.6%	744 100.0%
合計	2,264 25.8%	6,505 74.2%	8,769 100.0%

## 3 | LTG 措置及び株式リスク措置の適用状況(措置別)

MA、VA、TRFR、TTP、DBER の措置別の適用状況は、以下の図表の通りとなっている。

- ・VA は、最も多く 730 社(技術的準備金でのシェア 65.7%、以下同様)が適用している。
- ・TTP は、次に多く 163 社 (24.8%) が適用している。
- ・MA は、38 社 (15.0%) が適用している。
- ・TRFR は、6 社 (0.3%) が適用している。
- ・DBER を適用したのは、1 社 (0.0%) のみである。
- ・損害保険会社は、VA を多く適用し、TTP も一定数が適用しているが、基本的には、各種の措置は、技術的準備金が高水準な生命保険事業に対して、適用されている。

なお、MA は、英国やスペインの保険会社で適用されているため、会社数の割に、技術的準備金のシェアは大きくなっている。

MA、VA、TRFR、TTP、DBERの適用状況(会社数)

	VA	TTP	MA	TRFR	DBER
生命保険会社	276	109	22	2	1
損害保険会社	236	13	0	0	0
生損保兼営会社	192	41	16	3	0
再保険会社	26	0	0	1	0
合計	730	163	38	6	1

MA、VA、TRFR、TTP、DBERの適用状況(技術的準備金でのシェア)

	VA	TTP	MA	TRFR	DBER
生命保険事業	62.7%	24.5%	14.9%	0.2%	0.0%
損害保険事業	3.0%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%
合計	65.7%	24.8%	15.0%	0.3%	0.0%

#### 4 | 複数の措置の適用状況

複数の措置の適用状況については、以下の通りとなっている。

TTP と VA の併用会社が 129 社と最も多く、技術的準備金の市場シェアでは 15.8 %となっている。

TTP と MA の併用会社は 27 社であるが、英国の保険会社が多く適用している影響により、技術的準備金の市場シェアでは 10.7%と高くなっている。

##### 複数の措置の適用状況

	会社数	市場シェア (技術的準備金)
TTPとMA	27	10.7%
TTPとVA	129	15.8%
TRFRとVA	5	0.2%
合計	161	26.7%

#### 5 | 株式リスクチャージの対称調整の適用状況

株式リスクチャージの対称調整の適用状況については、以下の通りとなっている。

##### 株式リスクチャージの対称調整

	会社数	市場シェア (技術的準備金)
標準式	2,769	60.8%
株式リスクをカバーしない部分内部モデル	51	9.6%
合計	2,820	70.4%

### 6—全体的な状況(各種措置の SCR 比率や技術的準備金等への影響)

これらの措置が SCR 比率や技術的準備金等に与える影響については、以下の通りとなっている。

#### 1 | 前提

2017 年の措置の影響を評価するために必要なデータを収集するために、2つのアプローチが使用されている。

EIOPA は、2017 年 1 月 1 日に MA、VA、TRFR、TTP の影響についての情報を、適用後初めて 2017 年に NSAs に送付された専用の定量的報告書テンプレートを通じて収集した。収集された情報は、これらの 4 つの措置の影響を一貫して分析することができる。

補外および ED(SA)に関しては、情報要求によって情報が収集された。要請の範囲は、株式リスクおよびキャッシュフローの臨界値を超える企業に限定されていた。したがって、EIOPA が事業の財務状況に及ぼす補外と SA の影響についての情報は限られているが、その措置がソルベンシー状況に著しい影響を与える会社の代表者とみなされている。

DBER に関しては、2017 年の初めにこの措置を使用していたのは 1 社だけだった。このため、この措置の影響については、補外、SA、MA、VA、TRFR 及び TTP のみを扱っている。提示された結果は、2016 年 12 月 31 日の基準日に関係している。また、ERP は定義上、会社の財務状況に直接的な影響はない。

## 2 | 措置を非適用とした場合の一般的な状況

これらの措置を非適用とした場合の影響については、以下の通りとなる。

### ①技術的準備金

MA、VA、TRFR を非適用とすることにより、技術的準備金を算出するために使用される関連するリスクフリー金利が減少するため、一般的に技術的準備金は増加する。

### ②技術的準備金以外の資産・負債項目

技術的準備金という負債の増加により、繰延税金負債が減少することになる。

### ③適格自己資本

技術的準備金の増加は自己資本の減少をもたらす。繰延税金負債の減少で一部相殺されるが、保険会社における技術的準備金の位置付けの高さから、一般的に適格自己資本は減少する。

### ④SCR 及び MCR

SCR 及び MCR (Minimum Capital Requirement : 最低資本要件) を算出する各項目については、措置の非適用により、増加する場合も減少する場合もある。リスクの規模を定量化する場合に、技術的準備金を利用している場合があることから、これにより SCR 等は増加する。さらに、技術的準備金の増加は将来配当の金額等を減少させることを通じて、より高い損失吸収能力を要求することになる。繰延税金負債の減少による、繰延税金のより高い損失吸収能力を通じた資本要件の増加もある。

以上のことにより、一般的に SCR 等は増加する。

## 3 | 実際の影響額

MA、VA、TRFR、TTP の各措置の非適用による影響額のまとめは、以下の図表の通りとなる。

これらの措置を全く適用しなかった場合、技術的準備金は 215 十億ユーロ増加して、8,988 十億ユーロとなり、SCR 適格自己資本は 164 十億ユーロ減少して、1,363 十億ユーロに、SCR は 73 十億ユーロ増加して、739 十億ユーロになる。

各種措置の適用による影響額

(単位:十億ユーロ)

	MA,VA,TRFR、TTPを適用した場合の金額	措置を非適用とした場合の影響					全ての措置 (A)	MA,VA,TRFR、TTPを適用しない場合の金額 (B)	MA,VA,TRFR、TTPの適用による影響度 (A)/(B)
		MA	VA	TRFR	TTP				
技術的準備金	8,774	54	32	1	128	215	8,988	2.4%	
SCR適格自己資本	1,527	▲47	▲22	▲1	▲94	▲164	1,363	▲12.0%	
SCR	666	34	30	0	9	73	739	9.9%	
MCR適格自己資本	1,447	▲47	▲24	▲1	▲96	▲169	1,278	▲13.2%	
MCR	234	8	8	0	3	19	253	7.5%	

措置別に見ると、技術的準備金や適格自己資本では TTP による影響額が最も大きく、SCR では MA と VA の影響額がほぼ同程度となっている。

## 4 | SCR 比率への影響 (EEA 全体及び国別)

MA、VA、TRFR、TTP のうちの少なくとも 1 つの措置を適用している会社ベースでみると、措置の非適用による SCR 比率への影響は、EEA 全体及び国別に、以下の通りとなっている。

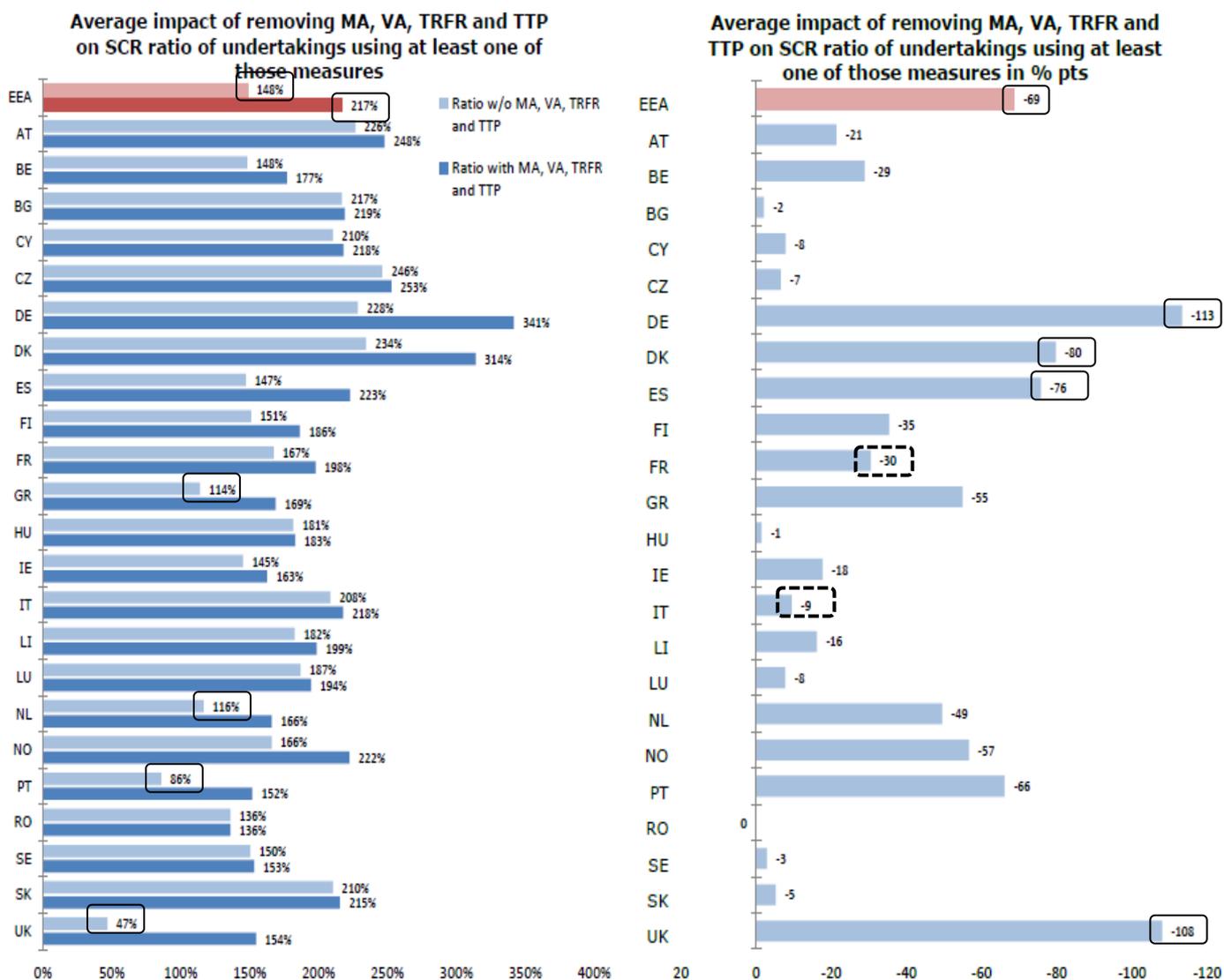
EEA 全体では、SCR 比率は、適用前の 217% から 148% に 69% ポイント低下する。

これを国別に見てみると、低下する絶対的な「%ポイント」水準が最も大きいのはドイツで、341%から228%に113%ポイント低下する。次が英国で、154%から47%に108%ポイント低下する。デンマークは314%から234%に80%ポイント低下し、スペインは223%から147%に76%ポイント低下する。一方で、主要国では、フランスは198%から167%への30%ポイントの低下、イタリアは218%から208%へのわずか10%ポイントの低下に留まっている。

影響度を割合で見ると、英国が154%から47%へと、適用時の31%の水準に低下して、最も大きな影響を受けている。続いて、ポルトガルで152%から86%に57%の水準に低下する。前回の報告書では英国に次いで影響度が大きかったドイツは、前回の報告書での47%に比べて67%の水準に影響度が低下している。

なお、英国とポルトガルのSCR比率が、各種措置の非適用ベースでは、100%を下回っている。特に、英国においては、各種措置の非適用ベースのSCR比率は47%と加盟国中の最低水準となる。さらに、各種措置の非適用ベースのSCR比率は、ギリシャが114%、オランダが116%と低くなっている。

図表 MA、VA、TRFR、TTP の少なくとも1つの措置を適用している会社の SCR 比率に対する平均的影響



## 5 | SCR 比率への影響（会社別）

MA、VA、TRFR、TTP のうちの少なくとも1つの措置を適用している会社ベースでみると、措置の非適用による SCR 比率への影響は、会社別に、以下の図表の通りとなっている。

少なくとも1つの措置を適用している会社の74%で、その影響は0と100の%ポイントの範囲内にある。

措置の適用が無かった場合、11%の会社（86社で EEA 全体の技術的準備金の19%に相当）の SCR 比率は100%を下回っていた。さらに、1.9%の会社（15社で EEA 全体の技術的準備金の2.4%に相当）で SCR をカバーする適格自己資本がマイナスになっていた。

図表 措置適用有無による SCR 比率の変化（会社別）の分布状況



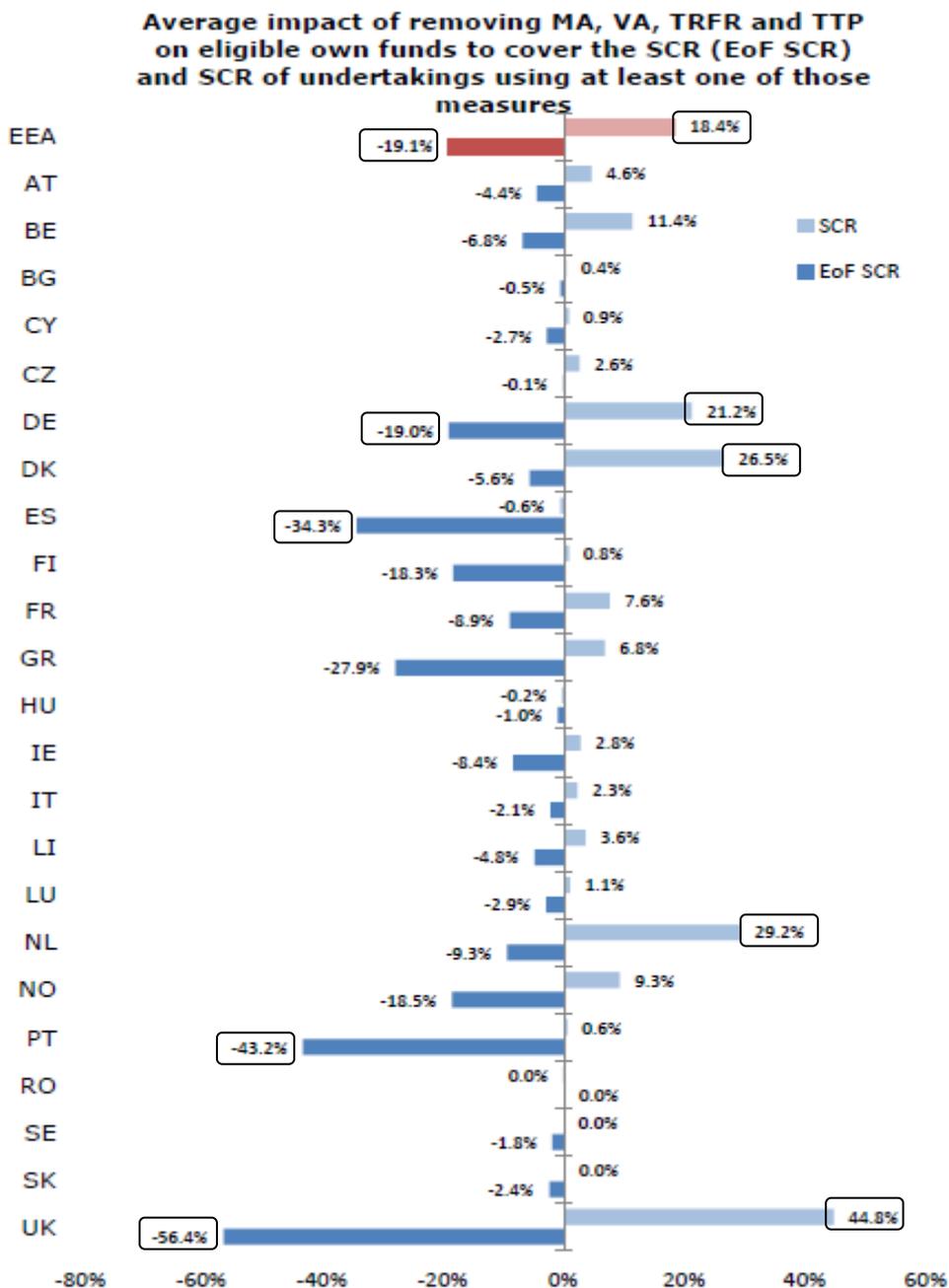
## 6 | 適格自己資本や SCR への影響

MA、VA、TRFR、TTP のうちの少なくとも 1 つの措置を適用している会社ベースで、措置の非適用による適格自己資本や SCR への影響については、以下の図表の通りである。

EEA 全体では、適格自己資本は 19.1%減少し、SCR は 18.4%増加する。

国毎に、さらに適格自己資本と SCR のそれぞれの影響度は、どの措置を適用しているのかによって異なってくる。ドイツや英国はいずれの影響度も 2 桁以上で高いが、フランスとイタリアの影響度は 1 桁である。さらに、スペインやポルトガルは SCR の影響度は低いが、適格自己資本への影響度は高い。一方で、デンマークやオランダは SCR への影響度が高くなっている。

図表 MA、VA、TRFR、TTP の少なくとも 1 つの措置を適用している会社の SCR 適格自己資本及び SCR に対する平均的影響



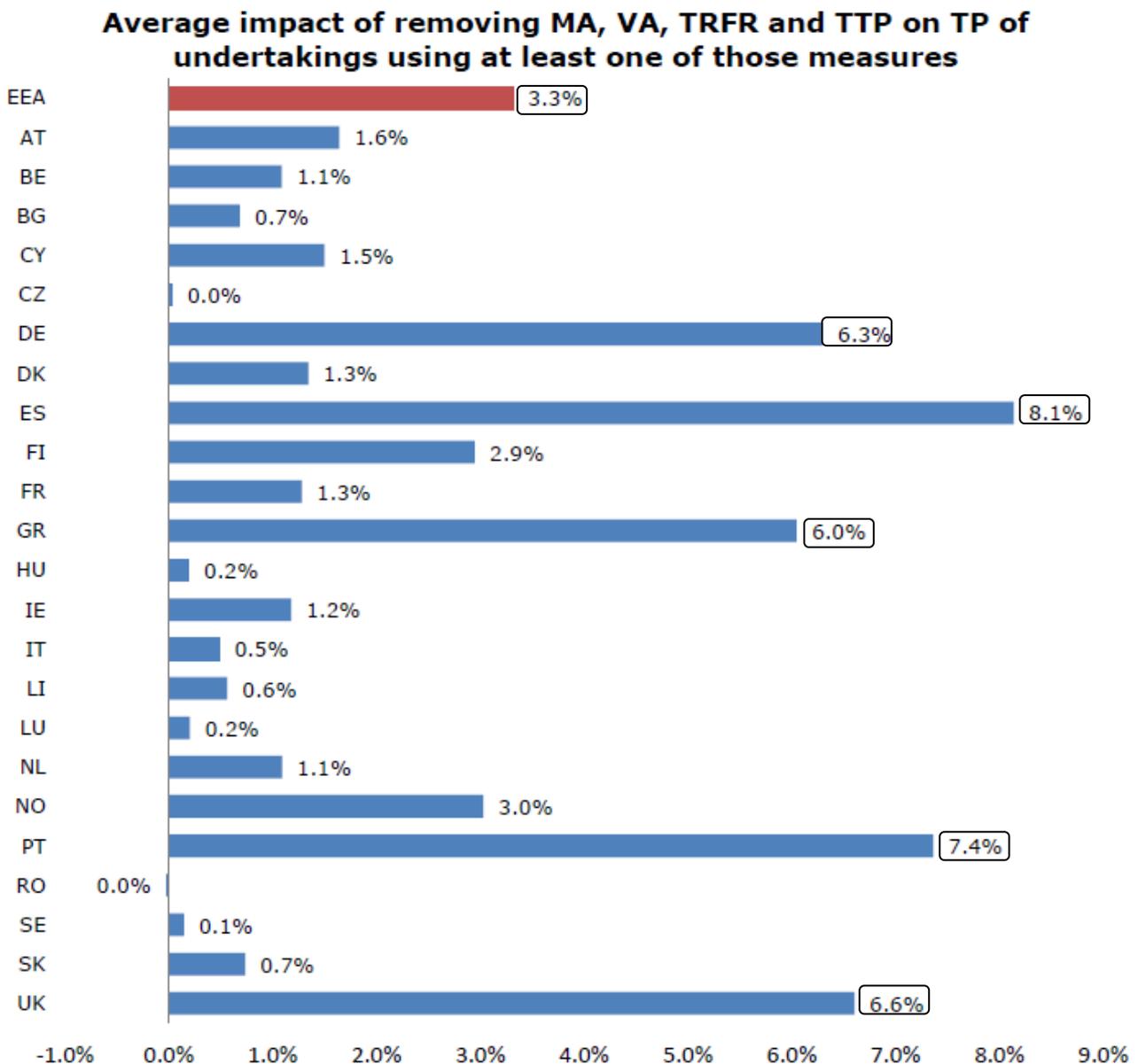
## 7 | 技術的準備金への影響

MA、VA、TRFR、TTP のうちの少なくとも1つの措置を適用している会社ベースで、措置の非適用による技術的準備金への影響については、以下の図表の通りとなっている。

これによれば、EEA 全体で、3.3%の増加となるが、国別の内訳では、スペインが8.1%で最も高い影響を受けており、次がポルトガルで7.4%、英国が6.6%と続いている。ドイツの影響も6.3%と高くなっている。前回の報告書では7.9%と最も高い影響を受けていたギリシャは、今回の報告書では6.0%となっている。

一方で、フランスは1.3%、イタリアは0.5%と影響が低くなっている。

図表 MA、VA、TRFR、TTP の少なくとも1つの措置を適用している会社の技術的準備金に対する平均的影響



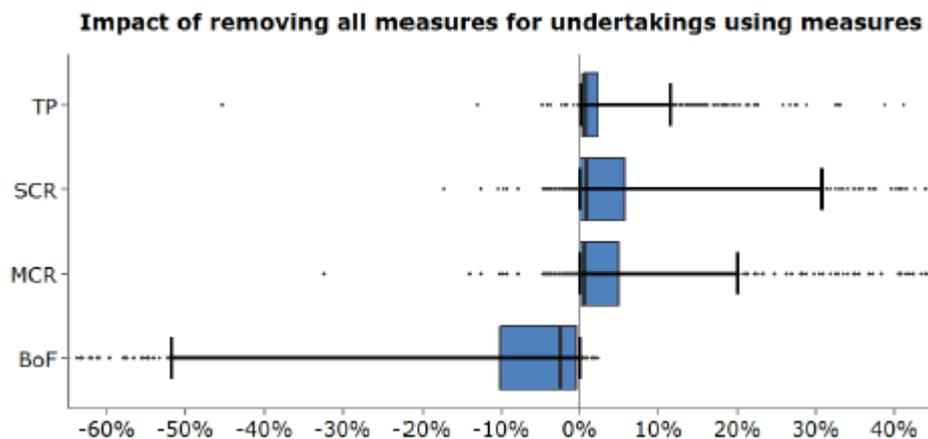
## 8 | 影響のまとめ

MA、VA、TRFR、TTP のうちの少なくとも1つの措置を適用している会社ベースで、措置の非適用による影響をまとめると、以下の図表の通りとなる。

ここに、青のボックスのボトムが25パーセンタイルを、トップが75パーセンタイルを、黒い帯が50パーセンタイルを示している。一方で、線の両端の黒い帯は10パーセンタイルと90パーセンタイルを示し、その外部は10パーセンタイルより低い、又は90パーセンタイルより高い外れ値を点で示している。

これにより、全ての措置の影響度は、非対称的な分布となっており、多くの外れ値を有していることが観測できる。

図表 措置を適用している会社で全ての措置を非適用とした場合の影響



## 7—まとめ

以上、EIOPA の報告書に基づいて、ソルベンシー II における LTG 措置や株式リスク措置についての保険会社の適用状況やその財務状況に及ぼす影響について、全体的な状況の概要を報告してきた。

これにより、移行措置を含む LTG 措置が、欧州保険会社によって幅広く適用され、SCR 要件の遵守において重要な役割を果たしていることが明らかになっている。今回の報告書の中では、まとめて LTG 措置として分類されているが、MA や VA のようないわゆる「狭義の LTG 措置」と、TRFR や TTP のような「移行措置」とは、その意味合いが異なっており、これらを分けて、その影響を考えていく必要がある。移行措置の適用による影響が大きい国の保険会社は、移行期間中に計画的に適切な対応を行っていくことが求められることになる。

次回のレポートでは、報告書の主として第3のセクションから、UFR の使用、MA 及び VA の適用状況について、その国別の適用会社数や SCR 比率への影響等を報告する。

以 上